

3 (旧) 宅地造成等規制法 ((現) 宅地造成及び特定盛土等規制法 ※備考参照)

[宅地造成工事規制区域内の宅地造成の許可] (第8条)

<p>法の趣旨</p>	<p>宅地造成に伴い崖崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい区域において、宅地造成に関する工事等について災害の防止のため必要な規制を行うことにより国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与する。</p>
<p>許可の必要な行為</p>	<p>宅地造成工事規制区域内において、宅地造成に関する工事を行う場合</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※ 宅地造成工事規制区域とは？</p> <p>知事が、関係市町村長の意見を聴いて、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域として指定したもの</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※ 宅地造成とは？</p> <p>宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で下記のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルをこえる崖を生ずることとなるもの 2 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルをこえる崖を生ずることとなるもの 3 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートル以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2メートルをこえる崖を生ずることとなるもの 4 1～3に該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルをこえるもの </div>

<p>許可が必要な区域</p>	<p>宅地造成工事規制区域（令和3年3月31日現在） 福島市……飯坂地区（4.9ha）、信夫山地区（242.0ha）、 渡利地区（165.0ha）、清水町地区（752.0ha） （「参考資料9 宅地造成工事規制区域」参照）</p>
<p>許可権者</p>	<p>知事（建設事務所長） 福島市長</p>
<p>許可の基準</p>	<p>政令で定める技術的基準に従い、擁壁又は排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講じられていること。</p>
<p>担当機関</p>	<p>本 庁 土木部 まちづくり推進課 福島市 都市政策部 開発建築指導課</p>
<p>手続フローチャート</p>	
<p>(福島市の場合)</p>	
<p>備 考</p>	<p>※ 宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法に令和5年5月26日に改正施行された。改正前の宅地造成等規制法による宅地造成に関する工事等の規制などについては、令和5年5月26日から2年間の経過措置が取られています。</p>